

住民説明会の開催

説明会を3回開催し、

いただいたご意見を踏まえて検討を進めました。

第1回（利用組合役員）

令和6年5月に開催。

農業用水道の町への移行計画等の概要について説明。

第2回（利用組合役員・組合員）

令和6年10月に開催。

農業用料金の検討状況、農家等使用者に対する負

担軽減の考え方について説明。

第3回（各地区住民）

令和7年4月上幌延地区・開進地区、5月間寒別地区で開催。

「農業用料金」の検討結果について説明を行い、検討した農業用料金案についてご理解いただきました。

※水道料金や水道施設の維持管理、水道メーター設置手続き等に関して、出席者からご意見が寄せられました。

簡易水道への移行に向けて

●今後の計画

町では、より安定した水道サービスの提供を目指し、現在の農業水道から簡易水道への移行に向けた準備を進めています。今後の計画は、令和7年9月の町議会定例会で幌延町簡易水道事業給水条例の一部改正について

基本水量	基本使用料	超過水量	超過使用料
20m ³ まで	月額 4,500円	21m ³ ～ 50m ³	1 m ³ につき 160円
		51m ³ ～150m ³	150円
		151m ³ ～	140円

「農業用」料金区分（案）

- ・ひと月の基本水量20m³まで
4,500円（基本使用料）及び超過使用料
- ・超過水量を3段階に設定
- ・使用量が多いほど単価が安くなる
「ていげん逓減型料金体系」を採用



農業者水道から簡易水道への給水管切替工事が完了した際には地区単位で、順次、簡易水道への移行を行っていく予定です。

問い合わせ
産業建設課
農業振興係

☎ 5-1115（告）

知端末5-8815

上下水道係

☎ 5-1116（告）

知端末5-8816

簡易水道使用料金表

種 類	基本水量	基本使用料	超過使用料
①一般家庭用	10m ³ まで	月額 1,570円	1 m ³ につき 190円
②営 業 用	20m ³ まで	4,140円	240円
③団 体 用	20m ³ まで	4,140円	240円
④工 業 用	100m ³ まで	14,350円	170円
⑤浴 場 用	100m ³ まで	10,160円	120円
⑥臨 時 用	10m ³ まで	4,140円	510円

※ 別途メーター使用料がかかります。